

平成26年7月9日

於・1002会議室（10階）

第1008回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項	
○ 諮問を要しない軽微な事項の改正について	1
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
（1）日本放送協会の放送に係る地デジ難視聴地域において衛星テレビ放送受信設備の整備を支援する業務の認可について（諮問第25号）	2
（2）地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への経費助成業務の認可について（諮問第26号）	7
（3）日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務の認可について（諮問第27号）	7
4. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○ 日本放送協会平成25年度決算の概要について	9
5. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
（1）電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について（諮問第20号）	13
（2）周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第21号）	13
（3）電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（諮問第22号）	19
（4）電波法施行規則の一部を改正する省令案について	

(諮問第 2 3 号)	2 3
(5) 指定較正機関の指定について (諮問第 2 4 号)	3 6
6. 報告事項 (総合通信基盤局関係)	
(1) 「電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ (案)」について	4 0
(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第 1 5 号関連)	5 1
7. 閉 会	5 2

開 会

○前田会長 それでは、ただ今から審議会を開催いたします。

議決事項

○諮問を要しない軽微な事項の改正について

○前田会長 初めに電波監理審議会決定第1号「諮問を要しない軽微な事項」についてお手元に配布しております委員打合せ資料がございますが、これについて夏賀幹事から説明をお願いいたします。

○夏賀幹事 それではお手元にお配りしております資料、「諮問を要しない軽微な事項改正案」についてご説明をさせていただきます。今回、変更点が3つございます。1つは放送法の改正に伴いまして、号ずれという形になります。新旧対照表の記10のところがございますが、第20条第2項第8号を第20条第2項第9号に改めるという形になっております。それと併せて10の(2)でございますけれども、ここは平成24年4月1日に内閣府の認定を受けまして、これまでの財団法人から公益財団法人に移行したという形になりますので、ここの文言を改正する形になっております。

3点目でございますけれども、記17のところでございます。ここのところにつきましては、この改正の時に、過去の議事録で確認してございますけれども、軽微な事項という形で引用条文の改正とか条ずれは形式的な改正という形での軽微な事項というふうに、その当時、審議をいただいたというところがございますけれども、その中で今は「整備」という用語になっておりますが、用語を適正な用語に変えたいということで「整理」に今回直さ

せていただければと思っております。以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件について何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

そもそもの改正の原因は条文の変更に伴うやや機械的なものということなので、特にありませんか。では、特にないということでございますので、本件につきましてはお手元に配布いたしましたこの資料のとおり決定することとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、このとおり決定いたします。それでは、審議に入りたいと思いますので、情報流通行政局の職員に入室するように連絡をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 日本放送協会の放送に係る地デジ難視聴地域において衛星テレビ放送受信設備の整備を支援する業務の認可について（諮問第25号）

○前田会長 お待たせいたしました。それでは審議を開始いたします。最初に、諮問第25号「日本放送協会の放送に係る地デジ難視聴地域において衛星テレビ放送受信設備の整備を支援する業務の認可について」につきまして、秋本放送政策課長及び長塩地上放送課長から説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 最初、冒頭に総括の説明を長塩課長からいたしまして、しかる後、諮問第25号につきまして私からご説明させていただければと考えております。

○長塩地上放送課長 それでは、お手元の資料、右肩委員限りとなっております、地上

デジタル放送への移行のための取組という資料で諮問の前提についてご説明させていただきます。

1 ページおめくりいただきまして、これまでの取組の経緯でございます。下の方に表になってございますが、地上デジタル放送につきましては平成15年12月に3大都市圏で開始し、順次地域的に拡大して参りました。平成23年7月24日には東北3県を除く地域、平成24年の3月31日には東北3県においてアナログ放送を終了し、地上デジタル放送に完全移行いたしました。

ただ、その際におきまして、使用する電波特性の違いにより、従前アナログ放送は受信できていたけれども、その時点でデジタル放送を受信できない地域が一部残ってございます。そういった地域につきましては暫定的衛星対策と称してございますが、関東地域の地上放送をBSで視聴いただきながら、その間に中継局整備や共聴整備等を行ってきたという経緯でございます。

次のページでございます。これは今申し上げました暫定的なBS放送による対策でございまして、ご覧のような仕組みによって関東地域の番組を全国でまだ地デジが視聴できないという状況にある地域の方々に視聴いただいていたということでございます。

次のページが地上デジタル放送を視聴するための間の取組でございまして、中継局を整備するといった送信対策や、受信対策として共聴施設を整備したり、高性能アンテナの整備をしたり、それから赤枠で右側囲ってございます、低画質だが低電界でも受信可能という特性を持っているワンセグという方式を追加的に昨年7月から導入しているという経緯でございます。

次のページでございます。地デジに移行した当初、16万1,000の世帯がまだ地デジが見られないという状況にありましたが、順次そういった世帯の方々が減ってきてございまして、本年6月末には、現状と書いてございますが、約7,000世帯まで減り、それは来年の3月末日、これはBSの暫定的な対策の終了期限としているときでございます

が、この時までには全て対策ができる見込みを持ったという状況でございます。

5 ページでございますが、以上ご説明させていただいたようなことを前提に、総務省、NHK、それから民放によって構成されます地上デジタル放送推進協議会という組織がございますが、その組織によって支援対策をやってございました。本年の総会でございますが、今申し上げたように、来年3月の末までに必要な受信対策等確実に実施すること、それからそれとセットの形で、暫定的なBS放送は当初予定どおり、来年3月末までに終了することということを確認したということでございます。

次のページでございます。ただそうは申しましても、ワンセグ対象世帯として3,000世帯今後対策を行う予定でございます。下の表にございますとおり、今後対策を予定しているところが1,400世帯ございますが、見込みは持っているものの、今後の状況次第では地デジ受信の有効な方策が見つからない世帯が残存する可能性がございます。こういった可能性についてさらなる手立てが打てないかというところございまして、それについて今回のご諮問に至るということでございます。以上でございます。

○秋本放送政策課長 今般の諮問第25号案件は、今ご説明した資料の6ページの表の右側、今後対策予定の世帯のところに該当するNHKからの特認業務の申請でございます。諮問第26号と第27号は、今ご説明した資料6ページの左側、絶対難視世帯1,000世帯のうち、何とかテレビをご覧いただける可能性がある世帯に対する特認業務の申請という位置付けになります。25号案件につきまして、お手元の資料の中で右肩に委員限りとなっております1枚ものの資料がございます。これによりまして25号についてご説明をさせていただきます。

地デジの有効な受信対策手法がないために、来年3月末に衛星セーフティーネットを終了いたしました後も、地デジ難視聴となる世帯に対しまして少なくともNHKのBSを見ていただくようとするための施策でございます。NHKから国、民放と共同でBS受信環境を整備するための業務について、放送法第20条第2項第9号に基づく特認業務の認可申

請が出てきたということでございます。

対象と想定される世帯は、先ほどの総括の説明の6ページ、右側の表の約400世帯と書いてあるセーフティーネット未利用であって、今後対策予定の世帯、ここのうちの約300世帯を最大限として想定しております。事業規模としては、26年度は5,000万円でございます。支援の要件といたしまして、難視聴地区にあつて、セーフティーネット終了までに恒久対策の実施が困難であり、NHKと受信契約が締結されていて、国からBSデジタル受信機を提供する対象の場合はその受信機を利用していること。NHKの支援内容といたしましては、国から提供等されるBSデジタル受信機でNHKBS放送を受信するために必要なパラボラアンテナと設置と配線工事に係る費用ということでございます。大体1世帯あたり十数万円でございますので、300世帯では5,000万円ということでございます。

国、NHK、民放の役割分担といたしましては、国がBS受信機を提供し、NHKがパラボラアンテナの設置や配線工事にかかる費用を負担し、民放からはB-CASカードを提供するというものでございます。電監審でご審議いただきまして認可が得られますれば、セーフティーネット終了後6か月となる平成27年9月30日まではこうしたNHKからの支援を行うということの特認業務として認めてほしいというものでございます。

ご説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましてご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 数字の確認だけさせていただきます。絶対難視聴というのはアナログ当時から実質的なものを指すわけですね。それが1,000世帯ある。それから、アナログのときは見えていたけども今回見えてないのを、せめてワンセグで見られるようにしようということで、対象世帯が3,000あつて、辞退したものを除くと今後は1,400世帯、そのうちの1,000世帯は既にBSは見える形になっているので、BSを見てないところ、残

りの400世帯に対してやろうという、そういうことですね。そのうちの300世帯で、残りの100世帯はどういう意味でしょうか。

○秋本放送政策課長 残りの100世帯は今後対策を講じていきますので、ワンセグでご覧になる方も出てくるだろうと。ですので、ワンセグで見られないという世帯が最大で300だろうと見込んでいるということです。

○原島代理 ということですね。そうすると、ワンセグまたはBSという意味ではこの1,400世帯は全て見えるように、何かは見えるようになるだろうという、そういうことですね。

○秋本放送政策課長 はい。

○原島代理 ただ、厳密に言うと、地デジは今までアナログでは見えていたところ全部というのは、やはりどうしてもBSというのはそれとはちょっと別の話としてあり、地デジがそこまで見えるようになったというふうには言えないということですね。

○長塩地上放送課長 やはり地元のローカル情報が基本ではございます。

○原島代理 地元の情報が基本で、それが見えない代わりとしてBSが見えるようにしようという、そういうことですね。

○長塩地上放送課長 はい。

○松崎委員 支援を辞退した世帯の中のセーフティーネットも使っていない人たちの方ではテレビは見えなくていいという考えの世帯ということなのですか。

○長塩地上放送課長 はい。ラジオで情報を得るなど、そういった手段を講じていらっしゃる方がいらっしゃるということです。

○松崎委員 通信を使うからいいとか、パソコンで見ますからいいですか、そういうことではなく。

○長塩地上放送課長 そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、セーフティーネットによっていわゆる関東の地上テレビを見てないということをございまして、もちろん一般

的な衛星放送をご覧になる方ももちろんいらっしゃると思います。

○前田会長 ここで認可すべきところは、その費用として5,000万円使うということ
を認可するので、別に300世帯が350世帯になろうが、その範囲で納まっていればい
いという、そういうことですよね。

○秋本放送政策課長 そういうことです。あとは支援の要件と支援の内容をご審議いた
だくことになります。

○原島代理 問題ないと思います。

○前田会長 それでは、問題ないというご意見もありましたので、諮問第25号につ
いては諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思
いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですのでそのように決することといたします。答申書につ
きましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

(2) 地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設等への経費助成業務の
認可について (諮問第26号)

(3) 日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業
務の認可について (諮問第27号)

○前田会長 それでは、次に進みます。諮問第26号「地上デジタルテレビ放送の難視聴
地域における共同受信施設等への経費助成業務の認可について」及び諮問第27号「日本
放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務の認可に
ついて」につきまして秋本放送政策課長から説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 26号と27号の説明資料の中に、やはり右肩に委員限りと付けて

おります1枚ものの資料がございますので、これによりまして26号、27号についてご説明をさせていただきます。

上半分に経緯を記載してございます。デジタルテレビ放送の普及を推進するために、難視聴地域におけます共同受信施設に対しましてNHKが経費助成を行う業務、それからケーブルテレビ等への移行によりまして、NHK受信が中継局のデジタル化改修をする必要がなくなる場合にその経費の一部を助成する業務につきまして、平成20年11月に電監審にお諮りして、特認業務として認可を受けて実施をして参っております。

その後、平成22年3月に新たな難視に対応するために、助成対象を拡大する業務の変更認可をやはりこの電監審にお諮りして認可しております。これによりまして対象として高性能アンテナ対策等が追加されております。

今般はこの経緯等の3ポツ目でございます。アナログテレビ放送終了以降、新たな難視地区における恒久対策の一環として、デジタル中継局の整備やケーブルテレビの整備、ワンセグ対策、この中にまた高性能アンテナ対策等も入ります、こうした対策を進めてきたことによりまして、絶対難視地区の一部世帯におきましても地上デジタル放送の受信が可能となったことから、当該地区、すなわち絶対難視地区をこの助成対象に追加するという変更でございます。

下に表をお示ししてございまして、左側が26号案件でございます。絶対難視地区の300世帯を想定しておりますけれども、高性能等アンテナ対策について、絶対難視地区を対象案件に追加するという、ここだけが今回の変更でございます。

それから、27号案件につきましては表の右側でございまして、絶対難視地区の約20世帯と想定しておりますけれども、このケーブルテレビへの移行によって、絶対難視地区においてもこの20世帯等につきましてはデジタル放送が受けられる可能性があると思定されますことから、絶対難視地区もこのNHKからの支援の対象に追加するというところでございます。

26号の助成対象要件と助成内容につきましては、既存の内容から変更ございません。
高性能等アンテナ対策については原則10万円でございますけども、特別な施設が必要とNHKが認めた場合は100万円。大体平均すると1世帯当たり30万円相当だろうということで、対象世帯約300世帯と想定しておりますので、助成総額が1億円ということでございます。それから右側、27号案件につきましては、世帯あたり2.8万円という支援内容に変更はございません。想定しておりますのが約20世帯でございますので、助成総額は50万円ということでございます。今回の変更はこの下線部分の変更の認可申請が出てきたということでございます。

審議をよろしくお願いたします。

○前田会長 ありがとうございます。ただ今の件につきましてご質問、ご意見ありますでしょうか。

基本的には同じ趣旨の違う業務ということですので、特にご質問がなければ本件諮問第26号及び第27号につきましても諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

報告事項（情報流通行政局関係）

○日本放送協会の平成25年度決算の概要について

○前田会長 それでは、次に報告事項に進みます。「日本放送協会平成25年度決算の概要について」につきまして、秋本放送政策課長から説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 NHKの25年度決算の概要につきまして、お手元の資料3枚紙を用いまして説明をさせていただきます。

予算との比較ということで、(1)一般勘定、表をお示ししてございます。この表の中では上から2項目目と言ったらよろしいでしょうか、受信料のところをご覧いただきたいと思えます。NHKでは平成24年10月に受信料を引き下げております。7%引き下げております。地上契約、衛星契約との継続振込みで月70円、口座、クレジット払いで月120円の値下げをしております。24年度はこの値下げの影響は下半期のみでございませけれども、25年度は通年できいてくるために、平成25年度予算では受信料収入6,221億円と見込んで予算を組んでおりました。今般決算を取りまとめたところでは、6,345億円と、予算時に比べまして124億円の増収という結果になってございます。これにつきましては下、ポイントのところに記載してございます。見込みを上回る受信料収入があったと、受信契約が進んで受信料収入が増加した、営業活動が奏功したということでございます。

一方で事業支出の方でございませけれども、予算時に比べまして47億円の減を実現いたしました。この47億円の減のうちでは、人件費のところ、予算時に比べまして30億円抑制できたというところが大きく寄与しているという形でございます。この結果、事業収入が当初の予算より伸び、支出の方は抑えることができたということで、元々は収支均衡予算を組んでおりましたけれども、結果として事業収支差金は182億円を計上する形になったところでございます。この182億円につきましては、1ページの一番下の方に記載しているとおり、放送センター建替えのために建設積立金に繰り入れることとしております。

この渋谷の放送センター建替えのための想定建設費は26年度予算の際にNHKでは想定建設費3,400億円と説明をしております。この3,400億円のうち半分の1,700億円程度はこの建設積立金で対応したいとしておりまして、今般の事業収支差金にも

この建設積立金に繰り入れるということでございます。平成25年度末で779億円の建設積立金でございました。これに今般の事業収支差金182億円を加え、さらに26年度予算で80億円を積み立てることを想定しておりますので、26年度末には1,042億円の建設積立金になると見込まれているところでございます。

次のページにお進みいただきたいと思えます。一般勘定とは別の番組アーカイブ業務勘定、いわゆるNHKオンデマンドについて別料金を徴収して事業を運営しております。これについての勘定でございます。25年度決算では初の黒字を達成しております。事業収入が予算対比で6,000万円、0.6億円伸びております。そして事業支出の方は7.1億円の減少を実現することができたということでございます。事業収入の伸びにつきまして、特に「あまちゃん」の視聴者が非常にこのオンデマンドで増えたということございまして、利用者が拡大いたしました。

それから、事業支出の方も権利処理の効率化を推進することができたというふうにNHKからは聞いております。どのように権利処理を効率化したかと申しますと、NHKオンデマンドで配信する番組数を絞ったということでもあります。また、ここでも「あまちゃん」効果がきいておりまして、「あまちゃん」をオンデマンドで見られるぞということが、口コミで評判が広がったものですから、NHK、元々ここに広報費2.3億円を予算時には積んでおりましたが、1,000万円で済んだということも大きく寄与しているところでございます。

それから、3ページにお進みいただきまして、放送法上、業務報告書をNHKでは毎年作ることにされております。その概要をこの1枚におまとめしております。幾つかポイントをご説明させていただきます。この電波監理審議会にもお諮りいたしましたハイブリッドキャストサービスを25年12月に開始をいたしております。それから国際放送につきましては毎正時のニュースを30分に拡大強化しております。

それから、営業及び受信関係業務の概況につきましては、営業活動が進みまして、受信

料の支払い率24年度末73.1%に対しまして、25年度末74.5%にまで上昇しております。ちなみに、平成26年度予算では75%までの上昇を見込んだ予算を組んでいくところがございます。

それから下から2つ目、要員の項目です。要員100人純減は、これは予算計画どおり実現をしております、年度末の定員は10,174人となっております。このうち女性職員比率は14.7%、女性の管理職員比率が4.7%となっているところがございます。

NHKの25年度決算の概要については以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。ただ今の件についてご質問はございますか。

○原島代理 番組アーカイブ業務勘定は初の黒字になったというのは非常に良いことだと思いますが、金額的にはそれほどじゃありませんけれども、この黒字はどのように使うとか、なっていくものなのでしょうか。逆に言うと、今まで赤字のときはそれをどのように処理していたかということにもなるのですけれども。

○秋本放送政策課長 NHKオンデマンドについては平成20年12月のサービス開始以来ずっと赤字で累積赤字が積み上がっておりますので、その赤字の解消にまず充てるということでございます。

○原島代理 単独でやっぱり番組アーカイブ業務勘定いろいろな定義がありますので、あんまりこれは単独で儲ければまたいろいろというところでもありますので、そういう累積赤字という形であれば全く問題ないと。

○前田会長 後ろを見ると、77億円の欠損金があって、しばらくたっても0になりそうもない数です。

1ページ目の事業収入で受信料がどんどん増えたとなっていましたけど、その他の収入も結構増えていますが、昨年度に比べると50億以上増えていますよね。これはなぜでしょうか。

○秋本放送政策課長 大阪の寝屋川の土地の売却など、特別な収入が別途あったというこ

とでございます。

○前田会長　そうですか。そういうのがこんなふうに出ていると、そういうことですか。ありがとうございます。

他にございますか。特になければ、報告事項について終わってもよろしいでしょうか。それでは、本報告事項については終了したいと思います。ありがとうございました。

それでは、以上で情報流通行政局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

- (1) 電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について（諮問第20号）
- (2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第21号）

○前田会長　それでは、審議を再開いたします。最初に諮問第20号「電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令案について」及び関連して諮問第21号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、布施田移動通信課長及び竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○布施田移動通信課長　移動通信課長の布施田でございます。諮問第20号「電波法施行規則の一部を改正する省令案」につきましてご説明をさせていただきます。お手元の参考資料でご説明させていただきたいと思っております。本件は免許を要しない無線局としての小電力セキュリティシステム高度化、また体内植込型医療用データ伝送システムの中で新たな無線システム導入に係る関係機器の整備を行うために、電波法施行規則、無線設備規則の

一部を改正するものでございます。

一番目の小電力セキュリティシステムの高度化でございます。資料の上から二番目の項目でございますが、近年家庭内のワイヤレス火災報知器、火災警報器とか、あと窓枠に取り付けるような防犯機器というところで活用されておりまして、使われる端末も増えてきております。

それに従いまして、機器の小型化、薄型化というものが進んでおりまして、無線機器自体も小さくなっておりまして、その機器の中に入っている空中線の形状も制限されるということから、その空中線の利得が下がってきておりまして、通信範囲が今までより狭くなるということで、通信範囲の確保が困難となりつつあるという課題が1つございます。

また、この機器が異常を察してデータを送信するわけでございますが、現在、通信が失敗しますと、ある一定の時間休止をしてまた再送信をするということで、応答性についても課題がございます。このために空中線電力の上限値と送信時間制限について見直しを行うものでございます。

空中線電力につきましては、下側の右側の部分に書いてございますが、現行10mWで規定されているものを1Wまで引き上げて、空中線の利得が低下する分を空中線電力で補おうというものでございます。現在、小電力セキュリティシステムは、10mWの空中線電力で運用しておりますので、10mWで2.14dBの標準アンテナで運用する電波環境は維持するという観点から、10mWで2.14dBの標準アンテナを搭載したときの等価等方輻射電力として、12.14dBm、これを上限として規定しておくものでございます。

送信時間制限の見直しが右側の方に書いてございます。このシステム、従来アナログ通信でやっていたとき時には、ある程度の送信時間が必要ということもありまして、3秒送信して2秒休むと1度送信が失敗したとしても、2秒休んでまた送信するという手続になってございましたが、最近デジタル化も進みまして、実際通信する時間も短くて済むとい

うこともございまして、この3秒の間であれば1度通信に失敗したとしても再送信を繰り返せるようにするというので、送信開始後3秒以内に限り休止時間を設けずに再送信可能というものにするものでございます。

続きまして、めくっていただきまして2ページ目でございます。体内植込型医療用データ伝送システムの導入についてというところでございます。体内植込型医療用データ伝送システムは現在免許を要しない無線局といたしまして、心臓ペースメーカーとして生命維持装置と外部の間の双方向データ伝送のあるものに活用されてございます。昨今外国からの動きといたしまして、その生命維持装置には直結しないものとして、体の中の生体情報を体外に取り出していく新たな体内植込型医療用データ伝送システムの導入が考えられてございます。

その利用イメージが下側の左側の図でございます。一番目の例といたしましては、体外に小指程度の植込型診断機器というのを皮膚の下に入れまして、そこから生体情報を外に出します。右にありますプログラマという体外機器が質問情報を投げかけることによって生体情報を抜き出すというシステム、また、二番目の例としてございますが、体内ではないのですが、体に密着させる形でグルコースセンサーがあつて、そのセンサー情報をまた体に付いているインシュリンポンプに送るということ。グルコースの量によって自動的にインシュリンポンプを動かすというものでございます。またこちらのデータを体外、外にありますプログラマに送るものでございます。このような2つの利用例を想定しました体内植込型医療用データ伝送システムでございます。

主な技術基準といたしましては、右側でございますが、まず周波数2か所、401MHzを超え402MHz以下、それと405MHzを超え406MHz以下の周波数をこのシステムに新たに割当て、技術基準を制定するものでございます。こちらの技術的条件につきましては、今年の4月情報通信審議会から一部答申いただいたものでございます。

先ほど説明を飛ばしました。申し訳ございません。前のページの小電力セキュリティシ

システムの高度化につきましても、今年の1月に情報通信審議会の技術的条件として一部答申をいただいているものでございます。

こちら2つのシステムを導入するための施行規則と設備規則の一部を改正しようとするものでございます。こちらにつきましてパブリックコメントを既に実施しておりまして、反対意見はなかったところでございます。

諮問第20号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹内電波政策課長 本件に関連いたしまして、引き続き諮問第21号についてご説明を差し上げます。

本件は先ほど20号でご説明がありました2件目の新たな医療用データ伝送システムの導入を図るために周波数割当計画の変更を行うものでございます。この参考資料の左側をご覧くださいますと、上の段に周波数割当計画、下の段に実際の周波数使用状況をそれぞれお示ししてございます。この下の段の周波数使用状況で、現在既に利用しておるところが402MHzから405MHzを生命に直結するような治療を目的とした用途で現在使用されているというわけでございます。

これに加えまして、401から402MHz、それから405から406MHz、それぞれ1MHzの幅で新たに先ほどご説明がありました診断目的の新システムの導入を可能としたいということです。現在の割当計画では移動業務の小電力業務につきましては、402から406MHzについては既に割当がされておりますけれども、401から402MHzにつきましては現在この割当がございませんので、割当計画としては401から402MHzに二次業務として追加配分するという手当を行いたいというものでございます。

この帯域は国際的にも二次業務で分配をされているということで、宇宙運用や地球探査衛星、気象衛星、こういったものとの優先関係で二次業務にするというのが国際的ですので、それと整合をとって、我が国でも二次業務としていきたいということでございます。他方、405から406MHzにつきましては既に分配、割当がされておりますので、こ

れについては特段割当計画に変更行うことなく導入が可能ということでございます。

なお、これに関連をいたしまして、周波数割当計画の別表9の3で、現在は403.5 MHzのみを指定しておりますが、これに加えて401.5 MHz、405.5 MHzを追加したいということでございます。

本件につきましては、諮問20号と併せましてパブリックコメントを5月24日から1か月実施をいたしました。3件の意見提出がございましたが、いずれも賛同また規定方法へのご指摘の意見でございまして、反対のご意見はございませんでした。本件変更はご答申をいただければ公布の日から施行することにしていくというふうに考えています。

2件併せましてご審議のほどよろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 基本的には良いことだと思いますが、ちょっと聞きたいのは、送信時間制限の見直しで着信に失敗した時に休止時間を設けないという、3秒以内ならば設けないということですが、よく言われてるのは通信を失敗して、失敗した後すぐ再送信しようとする、それが混み合ってしまう。したがって、休止期間を設けて、場合によってはそれをランダムにするとかそういうことをするわけです。

ここはそういう意味の休止時間ではなくて、元々送信時間というのは3秒与えられているのだから、その範囲であればすぐ送ってもいいではないか、そういうふうに考えていいわけですよ。

○布施田移動通信課長 はい。おっしゃるとおりです。元々の3秒期間は送信ができる時間でございましたので、そのように3秒以内であれば繰り返しできるということでございます。

○原島代理 わかりました。

○山本委員 直接は関係ないことですが、医療用データ伝送システムの方ですけど、先ほ

どのご説明の資料で、諸外国の動向を始め海外から人が往来するという背景が書かれているのですが、国内ではどれぐらいこれは普及してるのでしょうか。

○布施田移動通信課長 これは日本の国内においてはこれからのシステムでございますので、ないです。

○山本委員 国内でそういう要望とかかなり強く存在するのでしょうか。

○布施田移動通信課長 そうです。それで、参考といたしましては、例えば今の心臓ペースメーカーがどれほど入っているかといいますと、毎年1万7,000台ほど生産されて運用されている。そういう方々がまたこのようなシステムを使うのではないかと考え、相当の規模かなと思っております。

○前田会長 今でも外国人が付けて入って来てしまうとわからない、そういうことでしょうか。そんなこと言うと問題があるかもしれませんが。

○布施田移動通信課長 現在ですと、アメリカと欧州の一部の国々が実用化しております、あとその他五十数か国では今ちょうど日本と同じような現状でございます、規定の整備が進められている状況でございます。

○前田会長 日本では売られていないものですから、今回の改正で使えるようになるということですね。

○布施田移動通信課長 実際これがものとなって世に出るためには、医療用機器の認証が必要ですので、医療用機器の申請をしていただいて、そちらの審査を経た後に日本の国内では販売ということになります。

○前田会長 わかりました。ほかにご質問、ご意見ありませんか。

それでは、ご質問、ご意見等これ以上ありませんので、諮問第20号及び第21号については諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (諮問第22号)

○前田会長 それでは、次に移ります。諮問第22号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案について」につきまして、布施田移動通信課長から説明をお願いいたします。

○布施田移動通信課長 諮問第22号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」につきましてご説明させていただきます。本件は携帯電話の基地局の免許手続につきまして、1局1局の個別から、包括免許によることもできるように関係規定の整備をするものでございます。

まず、包括免許の制度でございますが、電波法第27条の2に規定されているものでございます。適合表示無線設備のみを使用し、開設の目的、通信の相手方、電波の型式、周波数、設備の規格などを同じくするものを対象としております。

包括免許には2つの種類がございます。1つ目は、第1号包括免許と呼んでおりまして、移動する無線局を対象にしてございます。実際対象にしている機器は、施行規則第15条の2及び第15条の3に規定がございまして、携帯電話無線通信の陸上移動局、BWAの陸上移動局などが包括免許の対象になっているものでございます。

2つ目は、第2号包括免許と呼んでございますが、これは電気通信業務を行うことを目的として、陸上に開設する移動しない無線局でございます。現在は屋内に設置いたしますフェムトセルの基地局のような小さい基地局と、屋内用の小型基地局、これらを対象としているものでございます。

この包括免許のメリットでございますが、個別免許の場合は1局1局の申請を事前審査して免許状を出しておりますが、包括免許の場合ですと、1つの免許状となり、無線局の

増減について届出を出すということになってございます。

今回は第2号包括免許、基地局を対象としたところを拡大したいと考えてございます。これまで申し上げましたとおり、現在の第2号包括免許の対象局はフェムトセル基地局と屋内小型基地局でございますが、屋外基地局につきましても追加したいと考えてございます。

これはその無線設備の仕様が屋外基地局につきましても大体幾つかのパターンに分かれているということ、従前この免許にあたってはその地元住民に事前説明を行うですとか、関係事業者との調整を行うということになっているところでございますが、これらの調整も非常に経験を踏んで円滑に動いているという状況でございますので、この設備が適合表示無線設備を使用するものであって、通信の相手方、電波の型式、周波数など同じくするものにつきましてはこの第2号包括免許の対象にしたいと考えているものでございます。

それで、改正ポイントでございますが、施行規則第15条の2のところに特定無線局対象として追加いたします。また施行規則第15条の3に対象無線規格として追加するものでございます。

従来の第2号包括免許の届出項目は、開設した日、設置場所、適合表示無線設備の番号、無線設備の製造番号だけでございます。この屋外基地局につきましては、エリアがかなり大きいということ、それと高い安全性、信頼性の確保も求められるということ、また空中線電力1ワットを超える基地局につきましては定期検査を継続するというのもございまして、届出項目の中に空中線系ですとか給電線などの情報、また発射する周波数、予備電源など、これらの項目を新たに付け加えたいと考えているところでございます。

なお、PHSの基地局につきましては、これまで空中線電力10mW以下の基地局のみを登録対象としてきたところでございます。空中線電力10mW超のものにつきましては免許対象でございますが、こちらも同様に設備がパターン化してきていること、住民説明ですとか事業者間調整などが大変円滑に動いているということを踏まえまして、施行規則

第16条において空中線電力1ワット以下のPHSの基地局を登録対象としたいと考えてございます。

これらの事項を含めました改正案を添付してございます。電波法施行規則と無線設備規則、また無線局免許手続規則などを改正するものでございます。本件改正案につきましては、本日答申をいただいた場合には、本年10月1日より施行させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは本件についてご質問、ご意見ございますでしょうか。

無線局の免許手続が今後相当数予想されているのではないかと思います。効率化しないと事務処理だけでも大変だなと思うので、基本的には良いことではないかと思います。1つは、こういうものの電子申請みたいなことはやっているかと思いますが、どういう状況になっているのでしょうか。

○布施田移動通信課長 こちらも電子申請の対象にございまして、今回の規則の中に無線局がそれぞれ備え付けなければいけない書類とかいろいろありますが、電子申請を受け付けた場合においても、その書類をすぐ提示できるようにしなさいというふう今回の改正案では定めているものでございます。

○前田会長 それから、定期検査について、1ワットを超えるようなものについては相変わらず行うというふうになっていますね。これは大変だなと思うのですが、こういう場合、実際に出かけていくのですか。

○布施田移動通信課長 はい。やはり空中線電力1ワット超の基地局につきましてはやっぱりエリアがそれなりに大きいということと、それから高い安全性、信頼性が求められているということでございますので、従来どおりその工事設計書と合致しているかということとを審査したいと思います。繰返しになりますが、その審査のために包括免許化におい

でも空中線系の書類を届出項目として追加をしているところでございます。

○前田会長 それは基本的には事業者の自主検査になっているのですか。それを認定するとかそういうことなのですか。

○竹内電波政策課長 基地局の定期検査は、登録検査事業者を活用しており、その結果を地方総合通信局において確認しているところです。

○前田会長 そういうことですか。

○竹内電波政策課長 はい。国の職員が出向くということは実態としてはほとんどないです。

○前田会長 ほとんどない。そうですか。それから、混信回避のための調整というのは、だんだん会社の数も少なくなったし、どんどん調整が楽になっている方向なのかもしれませんが、新たな事業者を想定はあまりしてないのかな。どうですかね、そこは。

○布施田移動通信課長 基地局もかなり多ございまして、例えば同じ建物とか狭い場所に幾つかの事業者が電気通信事業で基地局を置くときはその隣接する事業者と調整して、混信が起きないようにすることが審査基準に入っておりまして、実際、調整は1局1局と実際やられております。

ただ、局数が増えてきまして、かなり場合分けができておりまして、だいぶ円滑に進むようになりました。こういう場合にはこのくらいの、このような措置をすればどのぐらい離せばいいというのができたこともございまして、今回はそれを包括免許のところに入れるというわけです。

○前田会長 ほかに何かありますでしょうか。それでは、ほかにご質問等ないようですので、諮問第22号については諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書に

つきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください

(4) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について（諮問第23号）

○前田会長 次に、諮問第23号「電波法施行規則の一部を改正する省令案について」につきまして、越後電波利用料企画室長から説明をお願いいたします。

○越後電波利用料企画室長 電波利用料企画室の越後でございます。説明させていただきます。諮問第23号でございますけれども、電波利用料関係の諮問は珍しいこともございますので、初めに制度から、説明させていただければと思います。3ページの資料から説明させていただきます。

電波利用料は不法電波の監視など、電波の適正な利用の確保に関しまして、無線局全体の受益になるもの、これを無線局免許人で公平に分担していただくという制度でございます。いわゆる電波利用の共益費用と言っておるところでございますけれども、3ページの下の方にありますとおり、その電波利用料の用途というのは法律で限定列挙されているところがございます。これを受益である免許人みんなで支払うという制度になっており、このことが電波法第103条の2に規定されているところがございます。これにつきまして、料額を算定するわけですが、少なくとも3年ごとに見直しをすることが、電波法で決まっております。ちなみに今年の通常国会で見直しが行われたところであり、今年が見直しの年でございます。

次に、4ページでございます。どのように負担するかということに関しましては、これは検討の経緯でございますけれども、まず学識経験者などに集まっていただきまして、どのように負担するかというのをご議論いただきまして、電波利用料の見直しに関する基本方針というのをまとめていただきます。

基本的には可能な限り免許人の意向に沿って制度を反映していくという考えでございます

して、最終的にはこの下にあります総務省としての具体化方針「次期の電波利用料におきましてこのように算定します。」というのをまとめます。これに基づきまして法案を国会に提出いたしましてご審議いただくこととなります。電波法では何局が何円というように、そこまで決まっているものでございます。料額の改正方針に沿って法改正をしていくものでございます。

続きまして5ページですが、具体的に料額がどのような手順で決まるのかということの説明します。ここから説明しないと諮問事項につながらないものですから、細かいことですが説明させていただければと思います。まず平成26年度から28年度に使われる歳出総額、これを1年あたり700億円と見込みます。すなわち、歳出額から算定します。この歳出額の700億円を免許人の皆さまで負担いただくのですが、基本的には無線局数が多い人ほど多く払う、あるいは周波数帯域が多いほど多く払うという仕組みになっています。

具体的に説明しますと、電波の経済的価値の向上につながる事務、例えば研究開発は今後周波数を開拓し、新しく使えるようにするというような、そういう効果がございますので、そのような用途を我々は通常a群と言っています。それから例えば電波の監視のように、1つ1つ無線局ごとに受益があるようなもの、これを電波の適正な利用を確保するために必要な事務と称してb群と言っています。まず事務毎にこれらに分けます。これが今回の3年間で見込まれる経費としてそれぞれ年額400億円、300億円となったところでございます。

まず、a群については、これは基本的に周波数が多い人ほど多く支払うというものでございますが、まず3GHz以下と3GHzから6GHz、それから6GHz超と分けまして、ここの価値をそれぞれ勘案します。すなわち400億円をどのように分配するかということで、ここはひつ迫度合によりまして3GHz以下：3GHzから6GHzを24：1というふうに分けてございます。さらにその3GHz以下をどうやって分けるかという

ことについては、無線システム単位で配分し、原則周波数の幅に比例して負担して頂くものでございます。またそれぞれの無線システム、携帯電話なら携帯電話、テレビならテレビというそれぞれごとに、携帯電話に関しましてはある周波数帯を1者が占有して使えるという特徴がございますので、ここは1MHzあたりの料額で算定しているところがございます。

テレビにつきましては、周波数を複数の免許人で使いますので、この負担額を予め見込まれる無線局の数で分担して1局あたり何円というのをa群の費用として出しています。

一方、b群の方は原則としては1局幾らということで、単純に300億円を局数で割った結果、200円となります。最終的にはa群とb群を足したものの合計値を電波利用料の額として、ここに記載しているところがございます。

右下にちょっと書いてますとおり、今回の法改正によりまして包括免許の無線局については周波数に応じて算定される上限額を設けることとなりました。これは後ほど詳しく説明しますが、飛んで7ページっていただいてよろしいですか。先ほどの算定で求めた結果、携帯電話に関しては、基地局と携帯端末それぞれ1局当たり200円。それから、2番目に書いてます電波帯域1MHz当たり、これは先ほどで言いますとa群の費用でございますけれども、算定の結果1MHz当たり約6,200万円をお支払いいただくということになります。

戻っていただいて、6ページでございますけれども、今回の電波法改正におきまして何が変わったかと申しますと、今後ICTインフラとしての普及、促進する観点から、携帯電話などを利用するスマートメーター、M2Mの無線局について上限額を設定して、周波数を^{ちゅうみつ}稠密に使っている場合、その追加負担は求めないという新たな制度が生まれたところがございます。

具体的には、各事業者の上限額は、1MHz当たりの無線局数（基準無線局数）に周波数幅と200円を掛けるところがございますけれども、省令案ではその基準無線局数とい

うものを定める必要がございます。イメージで申しますと、一番下に書いてあるとおり、これまでの電波利用料の見直し前では、端末数が増える程、電波利用料も負担が増加するという制度でございましたけれども、今回の電波法改正によりまして、ある一定程度稠密に使っていると判断をされる場所に上限額を設定しまして、その上限額を超える部分については負担を求めないという制度に変わったところがございます。

ここまでが背景の話でございます。1ページに戻っていただきまして、諮問の内容でございますが、電波法施行規則の一部を改正し、基準無線局数を1MHzあたり80万局とするというものでございます。

この考え方でございますが、1ページの下段でございます、まず1段落目、繰返しになりますが電波法の一部改正におきまして、この度、広域専用電波を使用する第1号包括免許人がきわめて高密度に利用している場合、総務省で定める1MHz当たりの無線局数（基準無線局数）に周波数の幅等に乗じて算定される上限額以上の負担は求めないこととなりました。そのため、この基準無線局数を定める必要があるのですが、これにつきましては携帯電話システムが既に十分に高密度に周波数を利用されているということから、携帯電話をモデルといいますか、それを算定の基準に用いまして、その電波の有効利用の程度を勘案して定めることとしました。

新しい料額の施行予定が10月1日を予定しておりますので、本年10月時点における携帯電話端末無線局の開設局数を見込みます。これが大体1億5,200万局と、これは今までの増加率等を想定して計算するんですけれども、1億5,200万局と見込んでいくということです。

「これらの事業者の開設する携帯電話端末の無線局の免許で指定されている広域専用電波の周波数幅の総和」と書いてますけれど、これは実際に免許で与えている、実行上与えられている周波数幅の総和でカウントします。このカウントの過程で、細かい話ですが、※で記載してありますが、「周波数を使用する区域が限定されている場合、周波数幅に区

域に応じた係数を乗じた値」と書いてます。免許で与えられている周波数幅には、例えば東名阪バンドというようなところがございます、その部分については、全国を1と考えた場合、電波利用料に地域係数という概念がございます、関東、東海、近畿の係数を足し算しまして、具体的に言うと約0.74という数字になるんですけども、そこは算定上、周波数幅を小さくしております。簡単に言えば実行上の値を用いているということでございます。これを総和で除した結果が1MHz当たり80万局となるところでございます。

これによりまして、法律が施行される10月1日の時点で十分に高密度に周波数を利用しているものにつきましては、以降その上限を超えるものについては「実質負担ゼロ」となって、今後携帯電話等を利用するスマートメーターやM2M等の新しいICTインフラの普及が加速することが期待されると考えてるところでございます。

参考までに、これをお諮りする前にパブコメを実施しておりまして、結果、全て賛成意見でございました。反対意見はございませんでしたので、ご参考までに申し上げさせていただきます。以上、よろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○村田委員 諮問事項に直接関係ない、電波利用料というものがよくわからなかった、その前提で3点ばかりお伺いしたいんですけども、先ほどの利用料の根拠のところの電波法第103条の2第4項で、たしか今、限定列举で、電波利用共益費用という考え方から、利用者が、利益を受けた人たちがその共益費を払いましょうという発想なので、歳出の方はかなり項目が制限されている、そういう建付けになっているということなんです、これはちょっと見たら、平成25年度は歳入が741億円ぐらいで、歳出が660億円ぐらいで、差額が75億円ぐらい歳入の方が多かったみたいなんですけど、ちなみにこういうふうになっちゃった場合はどうするのでしょうか。

○越後電波利用料企画室長 まず、電波利用料は、そもそも使う額に対して料額を決めて

はいるのですが、これにつきましては電波法第103条の3で、過年度調整条項というのがございます。余った余らないという問題ですが、電波利用料制度は比較的新しい制度であり、平成5年から始まった制度でございますが、平成5年からの積上げがどうなってるかということだと思んですけど、これにつきましては、その差額を予算要求できるという制度になっております。

即ち、無線局の免許人が払ったものについては、中長期的には確実に無線局の免許人に受益が返るといふ仕組みとなっております。第103条の3でそのような制度がございまして、過去には平成21年度に地デジの対策があり、それを活用した例がございます。

決算となりますと、予算とぴったり合う方がやはり難しいものですから、やはりそうしたようにややずれたりすることは多々ありますので、そのような決算の合計値の範囲内で予算を要求できる制度となっております。

○村田委員 それから、2点目の質問なんですけれども、それで電波利用の共益費用のところ、限定列挙なんだけど、平成25年に法改正をして、一部利用用途を拡大して、人命または財産の保護云々ということで、具体的には市町村が行う防災行政無線なんかも、支援の対象にできるということになったということで、実績として25年には25億円をここに歳出したということになっているみたいなんですけど、先ほどのa群とb群の費用の説明があったんですけど、新たにできたものっていうのはどちらに入るんですか。

○越後電波利用料企画室長 a群でございます。

○村田委員 a群ということ。

○越後電波利用料企画室長 はい。

○村田委員 わかりました。それから3点目の質問なんですけれども、これも利用者が共益費用を負担しようという発想は確かにそうだと思うんですけど、利用者と費用の、どこまで紐付いてるかっていうのを見ると、今やっぱり携帯電話事業者が一番支払ってる部分は大きいみたいなんですけど、昨年なんかを見ると携帯電話事業者が支払ってる方で言

うと74%ぐらいで、放送事業者が7%ぐらいだけれども、昨年だけでみると支出の方は地デジ対策、つまり放送事業に関する部分にも支出は47%っていうことなので、ある種携帯電話の人たちから言えば、自分たちは払ったんだけど、広い意味では皆電波利用者かもしれないけど、テレビの人たちのために使われてるよねって、その利用者の中の細かいところまでは紐付いてないという理解でよろしいですか。

○越後電波利用料企画室長 法律上使途は、無線局全体の受益になるものということですので、一部の無線局に受益があるものではございません。地デジ対策では、最終的には周波数を空けるということで、そこほどの無線システムも入る可能性があるものですから、最終的には無線局全体の受益になるという考えでございます。

支払の方はあくまでも1つ1つの免許人ごとの受益に紐付いてるわけではなく、あくまでも無線局全体で見て受益があるということになっています。最終的にその料額を見直しする際には誰が多く払うのかと、簡単に言うとそういうことになりますので、なるべく局数の多い人ほど多く払いましょう、あるいは周波数幅を多く使ってる人ほど多く払いましょう、じゃあどれぐらいの割合にすべきかということ、去年から議論をやりながら、免許人にご理解いただきながら、このような負担割合というふうにセットさせていただいたところでございます。最終的には国会審議にお諮りしますけれども、今回の法改正によりまして結果的には携帯事業者の負担割合が減ったということでございます。

○村田委員 わかりました。以上3点理解しました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○原島代理 確認させていただきたいんですが、今ご説明いただいた点もありますが、基本的に電波法の方で上限額を設定するっていうのは決められている、その上限額を設定するために1MHzあたりの無線局数っていうのを省令で定めなければいけない、ここではそれを80万局というふうに省令で定めたい、その諮問がここにかかっている、そういうことと認識しています。そうするとその80万局が妥当であるかどうかという審議に結局な

ってしまうかと思いますが、その80万局の算定の基準、説明資料に書いてあるように、まず無線局数をどのくらいと見込むかというのは法律が施行される日の見込み数が一番妥当であろうということで、その数字を、見込み数をとっていると、具体的に言うと平成26年10月の見込み数をとってるといことですね。

一方、周波数幅をどう見込むかということなんですが、今非常に重要な時期にあつて、周波数移行中であるわけですね。そうすると、どこまでを周波数幅とみなすかということにもなるかと思いますが、まず確認したい、まずWiMAXは除いてますね。WiMAXへの割当ては。

○越後電波利用料企画室長 はい、携帯電話のみです。

○原島代理 携帯電話ですね。そうすると、何かこの数字がどういう数字、36というのは非常に中途半端な数字だなと、大体割当てはきれいな数字でやってるはず、もっときれいな数字でやってますから、この36MHzの6というのが一体どこから来てるのかなと気になったんですけれども。

○越後電波利用料企画室長 800MHzから1GHzでは36MHz。全体で190MHzでございます。

○原島代理 全体で190MHzですが、その内訳の、算定根拠の委員限り資料ですが。

○越後電波利用料企画室長 これは実際の免許を出しているものの総和でございます。実際に携帯電話に免許で与えられている。

○原島代理 割当ての総和ではない。

○越後電波利用料企画室長 そうです。周波数割当計画の割当てではなくて、免許を与えている実行上の携帯電話用の免許の周波数幅の総和でございます。

○原島代理 そうすると最終的な、こちらで割り当てた、電波監理審議会が割り当てた数字がありますよね。

○越後電波利用料企画室長 はい。

○原島代理 それに対して現時点でそうであって、将来時間が変わると、変わるという意味ですか、これは。

○越後電波利用料企画室長 施行予定である10月1日時点でもって無線局を想定しまして、そのときに免許として実際に割り当てられている免許の周波数幅の足し算でございます。

○原島代理 移行中だからそういうことが起きているということですか。

○越後電波利用料企画室長 これから移行するのは入っておりません。例えば700MHz帯などは入れておりません。

○原島代理 移行中ということと無関係に、割当て全体をまだ免許を与えてないから、現在与えてるものだけについてという、そういうことですか。

○越後電波利用料企画室長 はい、そのとおりです。その部分についてもいろいろ考え方があろうかと、例えば周波数割当計画に基づく周波数幅だとかいろいろご議論はあるかと思うんですけども、まず稠密に使ってる、高密度に使ってる度合いをどう表すかということで、10月1日基準に予測しまして、その時に使われてる免許、実行上使われている免許の幅の総和を用いました。本案をパブコメで意見を求めたものでございます。

○原島代理 これもそうすると平成26年10月あたり実行的に使われている周波数という、そういう考え方で、元々割り当てた数字ではないと。

○越後電波利用料企画室長 はい、そうです。例えば700MHz帯とか、そのような周波数帯は入っていません。

○原島代理 例えば、かなりの数字になりますよね、割り当てた周波数幅で言うと。

○越後電波利用料企画室長 そうです、そういうことになります。

○原島代理 これ以上、これよりも大きいものになりますけど、あくまで10月現在のという、そういう考え方なわけですね。

○越後電波利用料企画室長 はい、そのとおりです。

○前田会長 不勉強で申し訳ありません。見直しに関する検討会を受けて法律が改正されたということだと思いますが、そもそもその検討会で取りまとめられた考え方としては、元々局数とか周波数幅に応じてとっていたのを上限を設けるということが主な変更点だという、そういう基本方針だったんですか。

○越後電波利用料企画室長 はい、そのとおりです。

○前田会長 質問から言うと、1つは先ほどa群とb群とに分けて、最終的にその事業者の課金図のようなものがありましたね。それで、この課金図、参考4かな、課金図で言う斜めにずっと上がって行ってどこかで頭打ちになる部分と、それぞれの免許人に課せられる下の白い基本料金と、そういうことで構成されていると考えてるのですね。

○越後電波利用料企画室長 5ページでしょうか。

○前田会長 5ページと6ページと、両方にかけて。6ページの白い部分は。

○越後電波利用料企画室長 失礼しました。一番下のところですね。

○前田会長 a群から来た、割り当てられた基本料金的なものである。

○越後電波利用料企画室長 はい。白い部分がそうです。

○前田会長 そうすると、元々の考え方は、左側のa群は周波数をどれだけ占有してるかによって計算し、b群は局数であったわけですね。それがたまたま上限を今度設けると、そういうことになったと、そういうことですね。

○越後電波利用料企画室長 はい。

○前田会長 それで、元々a群で決めるときに、その周波数帯の価値みたいなものというのは一応、明確ではないかもしれないけど、考慮されているということなんですか。

○越後電波利用料企画室長 a群の算定については経済的価値を勘案と言ってますけど、その経済的価値そのものではなくて、共益費用なものですから、全体額が決まってくるということで、周波数幅が多い人ほど多く払うというところが経済的価値を勘案しているという考えです。5ページの資料で申しますと、第1段階で、3GHz以下が3GHzから

上よりも24倍価値があるだろうと、そういう考えでそのような意味になっているところ
でございます。この価値を勘案、価値そのものではないですが、価値を勘案しながら料額
を定めてきたところでございます。

○前田会長 先ほどの6ページの図というのは、免許人ごとにこれを作ると、そういうこ
となんですか。

○越後電波利用料企画室長 はい。今回は携帯電話等の免許人ごとに上限額それぞれ定め
られます。

○前田会長 上限もそうですが、最初の基本部分みたいなものも全部免許人ごとであるに
決めると、そういうことですか。

○越後電波利用料企画室長 はい、そうです、免許人ごとでございます。

○前田会長 あとスマートメーターとM2Mの話が出ていて、同じように6ページ目の一
番上に出ていますが、スマートメーターやM2Mは、ここで言う携帯の帯域でやれば追加
負担を求めないって、そういうことなんですね。

○越後電波利用料企画室長 はい。上限額を超えた場合の携帯電話等を利用する無線シス
テムにおける無線局の追加については負担を求めません。

○前田会長 それはその免許人ごとに下のような額が決まったときに、保証されるような
ものなんですか。既に稠密に利用されている場合、局数が2倍になったときに、全体で半
分にするわけじゃなくて、後から来た人は払わない、前の人は払うという、そういうこと
ですか。

○越後電波利用料企画室長 まず、免許人単位で考えます。その携帯電話システムで考え
ますけれども、途中で上限額を超える、超えないがあるかと思いますが、最初から超え
るところもございますけれど、それ以上は追加負担は求めませんというものでございまし
て、つまり定額になってしまうということでございます。

○前田会長 免許人は、それを誰に課金するのですか。

○竹内電波政策課長 結果的にそれをどのユーザーにどう転嫁していくかということにつきましては、これは基本的に携帯事業者の経営判断、営業上のいろんな決定によることが大きいかと存じます。ただ本件自身が元々今後M2Mの普及、特に電力会社を中心として非常に大きなニーズがある中で、やはり月額40円とか30円程度の通信料金を設定しないところといったものは普及し得ないという中で、電波利用料が今のように1局あたり年間200円というのは月額17円に相当いたしますので、この部分を実質なくせるような制度をしっかりと作ってほしいということが、国会での質疑やこの検討会の中でも多数出されました。そういったものを踏まえて今回見直しを行いましたので、そういった背景事情も携帯事業者は十分勘案して、そういった個別の料金設定をされていくものだというふうに私どもは考えております。

○前田会長 わかりました。

○原島代理 先ほどの周波数幅について少し質問させていただきたいのですが、周波数元々割り当てたものではなしに現在免許を与えている分であるということはわかったのですが、数字の確認ですが、東名阪が20MHzとなっているのは、元々これドコモに40MHz割り当てていたものですね。その上り下りで半分になっていると、そういうふうに考えていいわけですね。

○越後電波利用料企画室長 そうです、上りの部分になります。

○原島代理 上りの部分になるんですね。一方、全国105MHzというのは、これ何か、全国105MHzというのは2倍すると210MHzということになるんですが、210MHz割り当てられて、元々150MHzぐらいしか割り当てられてないんじゃないかという気がするのですが、半分にすると75MHzになってしまうんですけれども、75MHzよりも大きいという意味はどういうことなんでしょうか。

○越後電波利用料企画室長 あくまでも実態上の免許で割り当てられている周波数幅ということでございます。

- 原島代理 いや。実態上でもマキシマムの量が少ないわけですよ。
- 越後電波利用料企画室長 はい。
- 原島代理 元々マキシマムを割り当ててるのは、ここは上りから合わせて150MHzですよ、全国は。
- 越後電波利用料企画室長 はい。
- 原島代理 それを割ると75で、75よりも105の方が大きいですかという、そういう質問です。
- 越後電波利用料企画室長 それについては基本的には端末からの上りだけで考えるんですけども、ある者で実態上重なってる部分がございますので、それよりは多くなってしまいうところがございます。
- 原島代理 割り当てたものの半分よりも大きくなるという、そういうことですか。
- 越後電波利用料企画室長 はい。逆に、周波数割当計画の割当て上、割り当ててない、実際に使っていないところはきちっと減らして計算し、小さくなる部分もございます。
- 原島代理 1GHzから1.5GHzが元々70MHz割当てということですから、ちょうど半分で35というのは理解できたんですけども、ほかの割り当ててるものの半分とするとこの数字にならないというのがちょっと気になった。そういうことです。
- 前田会長 今後、10月までに割り当ててるものを勘案したと、そういうことではないんですね。
- 原島代理 上り下りも結局2分の1すればいいというものではないと。重なってることもあるという、そういう考え方で、上りだけで半分以上使っていることもあるという、そういうこと。
- 越後電波利用料企画室長 はい。そういうことでございます。
- 前田会長 ほかにいかがでしょうか。特に反対という話もないですか。
- それでは諮問第23号につきましては、特に反対意見もないようですので、諮問のとおり

り改正することが適当である旨の答申をしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですのでそのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

(5) 指定較正機関の指定について (諮問第24号)

○前田会長 それでは、次に諮問第24号「指定較正機関の指定について」につきまして、星電波環境課長から説明をお願いいたします。

○星電波環境課長 電波環境課長、星でございます。よろしくをお願いいたします。私の方から諮問第24号について説明をさせていただきます。

まず、指定較正機関制度って何ですかということから説明をした方がよろしいと思いますので、2ページ目をご覧くださいと思います。パワポの横バージョンで指定較正機関制度についてというものでございます。ここにあるとおり、指定較正機関制度の概要というところですが、先ほどお話がありました登録検査等事業者、民間の事業者で無線機の検査を行う、そういうものを登録検査等事業者と言うんですけれども、そういうところとか登録証明機関、それは無線設備の技術基準に適合するということを証明する、そういう証明機関でございます。こういうところが使用する測定器等の正確さを担保するために、NICTと総務大臣の指定するもの、指定較正機関と言っておりますけれども、により登録検査等事業者が使用する測定器等の較正を行う制度というものでございます。

制度の現状でございますけれども、現在、NICTと指定較正機関3社が行っております。1つ目はテレコムエンジニアリングセンター、それとアジレント・テクノロジー株式会社、これが今般、キーサイト・テクノロジー合同会社に業務分割・継承により廃止する

ことになっております。及びインターテックジャパンということでございます。

制度の変遷等としては、指定較正機関の制度は平成10年に導入しております。13年に公益法人要件を撤廃しているというところでございます。

こういう前提を踏まえまして、最初のページに戻っていただきたいと思います。1ページ目でございますけれども、諮問の概要としまして、アジレント・テクノロジー株式会社の事業分割に伴いまして、電子計測サービス事業を継承するキーサイト・テクノロジー合同会社から電波法第102条の18第2項の規定に基づいて、指定較正機関の指定について申請がありました。

審査した結果につきましては、申請の内容は同条第5項各号の規定に適合するとともに、申請者は同条第6項各号の欠格事由に該当しないということから、申請者を指定較正機関として指定することが適当であると認められるというものでございます。

そのため、法第99条の11第1項第4号の規定に基づいて、指定の適否について電波監理審議会に諮問するというものでございます。

申請の概要でございますけれども、申請者の名称及び住所ですが、キーサイト・テクノロジー合同会社ということで、東京都八王子市高倉町9番1号でございます。申請の受付年月日は平成26年6月13日。較正の業務を行う事務所の名称及び所在地は、先ほどのとおりキーサイト・テクノロジー合同会社電子計測サービスセンタということで、東京都の八王子でございます。較正を行おうとする測定器等につきましては、周波数計、スペクトル分析器、高周波電力計、電圧電流計、標準信号発生器及び周波数標準器です。それから、較正の業務を開始しようとする日としては平成26年8月1日予定でございます。

8月1日を予定しているという理由でございますけれども、3ページ目に飛んでいただきたいと思います。表題がキーサイトグループの概要ということでございます。この下の方にブロック図、図解しておりますけれども、現在、米国のアジレント社が出資元になりまして、日本法人としてアジレントという会社とキーサイトという会社がございます。

キーサイトという会社は今年の1月に設立だけ済んでいるというところでございます。アジレントの日本法人はライフサイエンス・化学分析機器事業と電子計測機器事業を行っておりますけれども、これが8月1日から、アジレント日本法人はライフサイエンス・化学分析機器事業だけを行い、キーサイト日本法人は電子計測機器事業を吸収分割によって承継するという形になります。最終的には、11月中に米国の会社が完全にアジレントとキーサイトと分かれて、それぞれ日本法人も完全に独立していくという形になるものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。4ページ目でございます。審査結果の概要について簡単に説明させていただきます。審査事項。まず1項目、業務計画に係る適正性でございますけれども、較正業務実施計画を適正かつ明確に規定しているということで、これは較正に関する国際標準に準拠して規定しているものでございます。それから、較正に用いる測定器とか、それから較正業務を実施する要員につきましては、アジレント・テクノロジーのものをそのままそっくり引き継ぎます。ということで、業務計画及び適正性に関しては適合するというふうに判断しております。

次に、業務計画の実施に係る財政的基礎でございますけれども、短期的な決済能力は適正ということで、流動比率が180%超、短期借入金はないという状況でございます。それから、米国に本社を置く世界的な測定器メーカーであるアジレントグループの電子計測事業を継承するキーサイト・テクノロジーの日本法人であって、運転資金はグループ内で調達するというので、財政的基礎も適合していると認められるものでございます。

それから、役員構成、業務実施能力に係る適正性でございますけれども、役員の経歴上の問題はございません。それから、顧客となる例えば登録検査等事業者との利害関係はないということでございます。それから、較正業務を実施維持能力は適正にあるということで、これも適合というふうに判断しております。

それから、較正業務の実施に係る適正性でございますけれども、較正業務実施方法を適

正かつ明確に規定してるところでございます。料金を公正かつ明確に設定してるところでございます。これはアジレントの場合と同様の料額を設定してるところと、他の較正機関と遜色ない状況になっております。それから較正実務の実施方法等を公開しているというところでは、それから計量法と関係法に係る行政処分等の事実はないということで、較正業務の実施に係る適正性も適合してると判断いたします。

それから、欠格事由でございますけれども、役員等に関しまして電波法令に係る罰則の適用等の事実はないということで、これも該当なしということでございます。

ということで、いずれの事項も適合してるとということでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 基本的には従来アジレントが行っていた業務を会社分割をする。同じ業務を新たな会社の方で同じように行う。

○星電波環境課長 ということでございます。

○原島代理 したがって、新たにできた会社が財政的とかそういうようなことが問題なければいいだろうと、そういうことでいいわけですね。

○星電波環境課長 結構でございます。

○前田会長 承継に関する手続がないから、毎回新しく指定せざるを得ないという、そういうことでしょうか。

○星電波環境課長 はい、電波法に承継に関しては手続がない。毎回諮問の対象になります。そんなに数はないので、皆さまのお手を煩わせることはないとは思いますが、一応そういうことでございます。

○前田会長 よろしいでしょうか。それでは、諮問第24号につきましては、諮問のとおり指定することが適当である旨の答申を行ってはいかがかと思いますが、よろしいでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

報告事項（総合通信基盤局関係）

(1)「電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ（案）」について

○前田会長 では、次に報告事項に移ります。「電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ（案）」につきまして竹内電波政策課長からご説明お願いいたします。

○竹内電波政策課長 それでは、お手元の資料によりまして、現在開催中の「電波政策ビジョン懇談会」の検討状況についてご説明差し上げます。ダブルクリップを外していただきますと、資料2つに分かれてございます。パワーポイントの方が説明資料、それから後ろに付いておりますのが中間とりまとめ（案）の本文そのものでございます。中間とりまとめ（案）となっておりますのは、まだフィックスされていないという状況でございます。7月11日、今週金曜日に9回目の会合を開催いたしまして、この案の取れた形のものがまとめられる予定となっております。

本件につきましては、電波政策のビジョンを検討しているということですが、結果的には様々な制度の見直しや省令改正、告示改正等々に反映していく部分、当然出て参りますので、そういった意味では本審議会と密接な関係がある事項も多数含まれておりますので、そういった関連してくるであろう点を中心に、現在の検討状況についてポイントをご紹介申し上げたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、懇談会の開催の背景、検討事項でございます。電波は

非常に有用な国民共有の資源であって、その役割についても検討を不断に行っていく必要があるという背景がございます。副大臣、政務官が主催する懇談会という形で、下にございますように本年1月から開催をいたしています。

12月に最終報告をまとめる予定でございますが、検討事項は下から2つ目のところがございますように、新しい電波利用の姿、それから割当ての目標設定と実現方策、それから産業のあり方と、多岐に渡って検討を行っているというところでございます。

2ページから4ページはそれぞれの検討事項に対応した具体的な検討内容について書いてございます。新しい電波利用の姿としては、携帯電話システムの次世代の姿でございますとか、それ以外の様々な分野における電波利用について具体的に明らかにするということ。検討事項2番目は3ページでございますが、2020年以降を見据えてワイヤレスブロードバンド用周波数をいかに確保すべきかということについての見直しの検討が2点目ということ。3点目は電波利用を支える産業のあり方ということで、下の絵にございますように、上の段にありますような電気通信業、放送業、それから下の段にございます、無線機器製造業、こういった部分が通常、産業といったところでは分野でございますが、それ以外にも修理業や研究認証業、それから設備保守、工事業、様々な関連産業がございますので、こういったものをどういうふうに活性化していくかということでございます。

5ページ目は構成員でございます。全体16名で構成されております。基本的に有識者の方にご参加いただいて、密接に関連する事業者やメーカーの方々については、意見募集やヒアリングを通じて意見を反映していくというスタイルを取ってございます。

6ページ目以降が中間とりまとめ案の概要となっております。ちょうど今パブリックコメントを締め切って、とりまとめをしているという段階でございます。先ほどの検討事項3つに対応して、三章構成となっております。

では以下それぞれ、時間の関係もありますのでポイントをご紹介します。7ページ

は電波利用の現状ということで、ここは利用が増え続けていて、特に超高速のブロードバンドサービスも利用が増え、データトラフィックが増加を続け、その中で無線LANへのオフロードといったところが重要な課題になっているというような全体状況をまとめてございます。

9ページに電波利用の将来ということで、2020年以降の利用の姿をまとめてございます。(1)にございますように、基本的に6つに分類をしましてまとめております。1つ目はモバイルコミュニケーションが質的、量的に拡大をしていくだろうということ。2点目は先ほど議論がありましたが、M2Mが一層拡大していくであろうということ。3点目は高精細度映像の利用が進み、通信サービスと融合して様々な価値創造も進んでいくだろうということ。4点目は安心安全の確保ということで、社会インフラの老朽化対策、ITSの分野の利用、それから見守り、災害対応といった利用が増えるだろうということ。それから、5点目として公共分野の役割を果たしていく上でも無線の手段が一層増えていくだろうということ。それから、6点目として通信以外の電波利用として、レーダー、測位、センシング、こういった分野での利活用が一層広がるだろうということで、特にワイヤレス電力伝送といったものについても取り上げているところでございます。

これによって様々な社会に対する貢献も期待されますし、次のページ、10ページにございますように、具体的に様々なそれに求められる基幹系の無線システムといったものも様々なものが見込まれることでございます。

11ページが主要な、特に中心になっております移動通信システムについての考え方がまとめられたところでございます。特に増大が続く移動通信のデータトラフィックをどの程度見込めばいいかということにつきましては、(1)の3行目にございますけれども、最大で10年間で100倍から1,000倍の伸びを見込むのが妥当というふうにされております。この100倍というのは年率1.6倍、それから1,000倍というのは年率2倍がそれぞれ10年続いた場合に相当する数字でございます。

(2) といたしまして、第4世代のいわゆる4Gの導入、普及に向けての考え方が整理されてございます。3.4から3.6GHz帯を4G用に年内に割当てをするという、それから、今後の追加割当てにつきましては、来年開催予定のWRC-15において国際連携のもとでしっかり追加帯域の特定に取り組んでいくべきだというふうにされています。

特に4Gの割当ての際の審査の考え方として2点ご説明を差し上げたいと思います。1つは(2)のポツの2番目の2行目でございますけれども、割当ての際の考慮事項として、例えば、携帯電話の不感地域の対策、こういったものについて考慮して割当てを行うことが適当と書いております。現在3,000地区を超える不感地域、この解消に対して各事業者が具体的にどういう計画を持っているか、これを審査事項にすることが適当だということでございます。

それから、ポツの3番目でございます。消費者ニーズに合致するサービス提供についても配慮することが望ましいということで、料金水準、サービスメニュー等々について、これも審査上配慮すべきだとされたところでございます。

(3) では、さらに将来の移動通信システムとして5Gと言われる、2020年頃をターゲットとして次の世代のシステムの開発、標準化を本格的に取り組んでいくべきだということで、要求条件、いわゆる目標性能につきまして、2行目に書いてございますが、1,000倍のシステム容量、100倍の接続機器数、最大速度が10Gbps、つまり4Gの10倍のピーク速度を追求しようということ。それから、遅延は1ミリ秒以下。それから、低消費電力。こういったことを書いております。

このためにも、産学官協力の推進体制を早期に確立して取り組むべきだと。電波の周波数確保については、来年のWRCの次のWRC、18年か19年になろうかと思いますが、そこでの対応が課題とされております。

それから、無線LANのオフロードにつきましても、有効利用に資する運用方法の確立が重要だといったところでございます。

次の12ページでございます。オフロード用に利用が進んでおります無線LANにつきましても周波数帯拡張について具体的な検討が必要とされておりました、拡張帯域の例が具体的に3点列挙されております。これは現在屋内使用に限定されている5.2～5.3GHz帯について局数制限を付した上で屋外使用を検討してはどうかというのが1点目。2点目が5G帯の無線LANの中間周波数帯の5.4GHz帯と上側の帯域のさらに上側に該当する5.8GHz帯、これについて他システムとの共用可能性を検証して、これがクリアできれば追加割当てができるのではないかとということ。3点目として、地上デジタル放送の共用周波数帯、いわゆるテレビホワイトスペース帯の利用可能性。この3点について提案がされているということでございます。

それから、次世代ITSの実用化に向けても様々な提案がされてございます。特にセキュリティ確保についての必要性が提起されているところでございます。

13ページ以降につきましては、新たなワイヤレスブロードバンド用周波数をいかほど確保すべきかということについての議論の状況をまとめておりますが、ここにつきましては、中間とりまとめでは具体的な新たな目標とかの設定には至っておりません。

15ページにございますが、15ページの(3)でございます。2020年以降に向けたトラフィック量増加。(3)の①でございますが、所要周波数幅について検討すべきとなっております。現在の目標は2020年までに携帯電話、BWA、PHSを合計で2,000MHzというのが現在の目標でございますが、その見直しについて検討していこうということでございます。

その際の考え方として、ポツの3番目でございますように、例えばオフロード先でございます無線LANの帯域幅についても具体的な周波数幅を含めた検討を行うことが適当とされておりますし、②でございますように公共用周波数、つまり自衛隊や防災や消防など公共業務に使われるような周波数についても共用の可能性といったものを検討していったらどうか。可能であれば、そういったものも追加周波数として検討し得るのではないかと。

こういう考え方でございます。

16ページには、そのための方策について現在の検討状況をまとめてございます。2,000MHzを超える帯域を今後確保していくための方策として、現在も行われております利用状況調査を一層効果的に使っていくためにということで、ポツの2番目でございますが、重要な帯域については利用状況調査を例えば毎年度行う。今、3つの帯域に分けて3年おきに各帯域を調査していますけれども、特定の帯域については例えば毎年度行うと。より詳細な把握を行うことが望ましいというふうにされたわけでございます。

また、ポツの3番目の2行目でございますが、実際に発射されている周波数モニタリング、先般、初年度の実施結果についてもお報告させていただきましたが、こういった実際の発射、周波数モニタリングについても活用を検討していくことが望ましいということでございます。

周波数の共用につきましては、ホワイトスペースや、②にございますが公共業務を含む共用といったものについて検討が進めていくべきとされております。

17ページにございますが、研究開発による周波数の有効利用についても運用性が適切にということでございます。

こういった方策に加えまして、当面の周波数割当てにおきまして2点の大きな方針変換が望ましいのではないかということで提起がされてございます。18ページと19ページでございます。

1点目は18ページにございますが、周波数割当てにおけるグループ性の扱いについて割当審査の考慮すべきだということでございます。ゴシック体で書いた部分でございますけれども、現在も移動通信事業者間の連携、グループ化というものがかなり実態として進んでおります。例えばソフトバンクグループと言われるグループの中には2つの携帯電話事業者が含まれておりますし、2つの携帯事業者グループはBWAの提供会社をそれぞれ子会社として含んでいるというような実態が既でございます。

現在の周波数割当ての中におきましては、議決権ベースで3分の1を超えているかどうかといったことを1つのメルクマールとして実施しているわけですが、懇談会の中ではこういった議決権ベースの審査だけではなく、実態ベースに即して様々な観点から資本関係、意思決定、取引関係等々の要素も考慮して行うことが適当ではないかということでもとめられているものでございます。

具体的な手続としては、複数申請を禁止する場合の要件として、今申しました様々な要素を考慮して、それによって参入機会の多様性を図るべきだとされております。また、周波数ひっ迫度算定の際に、現在は割当て済みの帯域幅と契約者数の比で、そういった数字が多いか少ないかということひっ迫度を算定しておりますけれども、グループにつきましては、それぞれ割当幅と契約数についてはグループ全体の数字で算定することが適当というふうに提案をされているわけでございます。

それから、②にございますように、キャリアアグリゲーションという、様々な周波数帯の周波数を併せて運用することによって、効率的で高速サービスの提供が技術的には可能になってきてございます。現在は事業者をまたがるキャリアアグリゲーションについてはまだ認めていないということですが、これは周波数有効利用を可能にする技術でございますので、積極的に活用していくということを認める一方で、恒常的にこういう運用をするという場合には、これを同一グループとして認めていってはどうかということで、グループとして認めるので運用は可能としていってはどうかということでございます。

こういったグループの扱い、規律につきましては、情報通信審議会でも競争政策の観点、包括検証の観点から議論されていますので、整合性を図ってこうというところでございます。

2点目の見直しは19ページでございます。地域用周波数の有効活用の観点からの見直しでございます。いわゆる地域BWAと呼ばれる周波数でございます。ここについては、恐縮ですが別添の本体資料、本体の報告書の43ページをお開きいただければと存じます。

本体資料、縦版資料の43ページに2.5GHz帯の割当状況をお示ししてございます。

赤で塗ったところがいわゆる地域BWAに割り当てられている10MHzの帯域でございます。こちらは平成20年に制度化をいたしまして、6月から免許付与が開始されておりますが、現在の利用状況はこの帯表のちょうど上のところに書いてございますが、47地域45者の提供にとどまっているということで、市町村の割合でいっても全体の95%以上の市町村では未だ無線局が1局も開設されていないまま6年が経過しているという状況でございます。

ということから、本体資料の44ページでございますが、上の図には現在、無線局が開設されている地域を白丸、黒丸で示してございますが、ほとんど地域は真っ白なままということでございます。そこは95%ということで、こういった現状をどういうふうに分析するかということで、平成24年度に臨時の利用状況調査を実施し、本審議会にもご報告をさせていただいておりますけれども、分析といたしましては、4行目でございますように、二極化されている。開設が進んでいる地域と停滞している地域に明らかに二極化が進んでいるということ。有償サービスは約半数に過ぎないという現状があるということでございます。

これを踏まえまして、先ほどの横版資料にお戻りいただきまして、有効利用が図られるように見直しを進めるべきであるという観点から議論が活発に行われたところでございます。有効利用を進めるために、具体的には以下の方策を講じることが適当というふうにございまして、①から④がございまして、

1点目は、やはり有効利用を可能にする新技术を速やかに地域BWAにも適用可能として、現在、事業をしている者について一層の有効利用を進める、あるいはまだ地域系として十分計画が成熟していない地域事業者においても新しく申請が上がってくるような状況を実現していこうということでございます。その際に、市町村との連携を要件として明確化するでございますとか、③にございまして、そのまま全国事業者が地域系のところ

に入っていくということについては、公正競争の観点から適切な措置を講じるということが①から③でございます。

これらの効果を見極めて、それでも地域系の参入が十分進まないというふうに判断される場合におきましては、利用されていない地域において割当てを見直しして全国バンド化をする、いわゆる全国事業者の参入を認めていこうというような進め方が適当ではないかというふうに整理されているということでございます。

ですから、地域系での利用を一層促した上で、それでも進まない地域については全国事業者の参入を進める。ですから、今やっている地域系の方を追い出すとかやめるとか、そういったところではございません。

20ページでございます。その他、産業面、産業の在り方という観点を含めまして様々な免許制度、技術基準認証制度の見直しでございますとか、(2)にございますような市場監視の強化、特に微弱無線機器と称しながらもパワーの大きな無線局も実際には売られたりしておりますので、こういったものを防止するための仕組みの検討でございますとか、(3)にございます、オリンピックの際に海外から一時的に持ち込まれるような、ポツの3番目でございますが、携帯端末やWi-Fi機器についての円滑な利用をどのようにしていくのか。特に我が国の技術基準適合証明を取得しないまま持ち込まれてしまう機器について一定程度円滑な利用を認めるための仕組みをどのように構築していくのかということについて、これは実施する方向で具体的な方法論を検討していこうというふうにされているものでございます。

21ページと22ページは産業の在り方という中で、先ほど申しましたような修理や技術基準適合証明などの様々な関連産業の活性化のための環境整備でございますとか、一番下でございますMRAの対象国を増やしていくことによる活性化などが提案されております。

また、22ページでございますが、日本発のリーダーシップを発揮し得るような人材育

成、そのための仕組みづくりなどが提案をされております。特に（２）の２番目のポツにございますような、従来は無線技術者は無線技術者、ＩＰ技術者はＩＰ技術者とばらばらに育成されておりましたけれども、やはりワイヤレスブロードバンド時代でございますので、両者のスキルを持つ者をどういうふうに育成していくかが大事ではないかというようなご提案であり、いずれにしてもこういった２１ページ、２２ページの各テーマにつきましては、具体策は今後、後半戦で十分に議論していこうというふうにされているものでございます。

２３ページは今後のスケジュールでございます。現在、中間とりまとめの案を本日はご説明させていただきました。１１日の会合で案が取れた形になる予定でございます。後半戦で残された様々なテーマについて具体策を検討した上で、年内にまとめる予定でございます。

中間まとめを受けて一部必要なものについては最終報告を待たずに、例えば第４世代の審査基準をどういうふうにするか、こういった点については年内の割当て予定でございますので、最終レポートを待たずにお諮りさせていただくようなものも出てこようかと思っておりますので、本日、その検討状況、考え方についてご説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。何か質問ございますか。

○原島代理 １点だけ。こういう形で２０２０年というのが１つの目標になっているかと思いますが、世界的なシェアで見たときに、ＩＴＵ等でもこういう議論がされているわけですね。それに合わせた議論という、例えば２，０００MHzというのはＩＴＵの推移とかなり似ていると思いますけれども、一方で我が国独自の政策ビジョンというのは一体、世界に合わせる部分と我が国やっぱり独自のものがあるかと思いますが、何か我が国独自のものとしてはどのようなものが挙げられているのでしょうか。

○竹内電波政策課長 例えばＩＴＵとの検討の兼合いで、ちょうど今２，０００MHzと

いうお話をさせていただきましたけれども、我が国はやはり世界よりも早いペースで伸びが、データトラヒックの伸びが始まり、それが続いているということでございますので、むしろ、例えばITUでも1,500とか1,900とかという幅が、利用の進んだ国と遅れている国で幅を持ってITUではレポートがまとめられておりますけれども、それを上回るペースでやはりこの分野で引っ張っていくべきだと。

やはり技術先進国、利用先進国という形で進めていくためには、この2020年時点での2,000MHzをさらに上方修正することが必要なのではないかというような意見が多数の構成員、それから意見としても出たものでございまして、具体的な数字は後半戦になるんですけれども、一応そこは上方修正の方向で考えていくということでございます。

それから、独自というところでは、例えばITS。安全運転でございますとか自動走行、こういったところについても我が国の交通事情ですとかビル環境、土地環境と言うんでしょうか、そういったものを考えますと、やはり周波数の低いところで周りからの電波を有効に使っていくことが望ましいのではないかとということで、既に制度化しておりますけれども、こういったものをオリンピックに向けてしっかり実用化を進めていって、世界に対してむしろショーケースとして成果を見せていくような機会にしていってどうかというふうな提案がされております。

いずれにしても、産業の在り方というところで考えますと、従来日本が強かった部分も必ずしも強みが今、必ずしも5年後、10年後、引き続き持てるという明るい展望が持てる状況にはないという、危機的な意識も皆さんお持ちでございますので、そういった観点から具体策をしっかりと考えていくというのが今の状況でございます。

○原島代理 ありがとうございます。私自身は教育というのに関わってきたことも考えまして、やっぱりこれからの電波は電波だけに閉じこもってはできないわけで、この中の最後の方にもご意見としてありましたけれども、広い意味でのネットワーク、情報環境というものを踏まえた上で、電波はその中でどういう位置付けをするか、そういう視点を持

った人がこれからどんどん増えないとまずいなというふうにも個人的には思っております。

○前田会長 ありがとうございます。ほかにありますか。

特になければ、本報告事項については終了したいと思います。ありがとうございます。

(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について（諮問第15号関連）

○前田会長 さらにもう1件、報告事項がございまして、「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」につきまして、保坂衛星移動通信課課長補佐から説明をお願いいたします。

○保坂衛星移動通信課課長補佐 衛星移動通信課の保坂と申します。電波法施行規則等の一部を改正する省令案の関係で、6月11日の電波監理審議会において御答申いただきました国際海事機関の決議（航海情報記録装置の性能基準の改正）に伴う制度整備に係る電波法施行規則等の一部を改正する省令案、諮問第15号の関係でございまして、改正省令の施行期日につきまして、本年7月1日を予定するとしておりましたが、平成27年1月1日に変更させていただきますので、その点についてご報告をさせていただきます。

施行期日の変更の理由でございます。まず、航海情報記録装置、これにつきましては、海上における人命の安全のための国際条約に基づきまして、国際航海に従事する旅客船とか大型の貨物船、こちらに航海情報記録装置を備えるということになっておまして、今般、平成24年の国際海事機関の決議によりまして、これまで固定式の航海情報記録装置だけでよかったものが、加えて長時間記録式の航海情報記録装置、それから浮揚式の航海情報記録装置、この3つを搭載の義務が課されたということで、これを受けまして関係の省令につきまして改正するというところで諮問をさせていただいた内容でございます。

I M Oの決議でございまして、具体的な適用の期日につきましては旗国で定めることができるようになっておまして、我が国におきましては、国土交通省におきましてその適用の

日を本年7月1日としまして準備を進めておりまして、総務省においても同日付けの施行としていたわけですが、新たに追加される、電波を使用する浮揚式の航海情報記録装置、これの国内供給体制が7月1日までに整わないということが判明いたしまして、国土交通省においてその適用を平成27年1月1日に延期することを決定いたしまして、関連する電波法施行規則等の一部改正の施行期日につきましても、平成27年1月1日にしたいという内容でございます。以上でございます。

○原島代理 前回、ご説明の中に施行日というのがあったわけですが、それ自体は諮問ではないわけですね。

○保坂衛星移動通信課課長補佐 そうです。

○原島代理 したがって、答申が別に変更というわけではないということでご報告いただいてよろしいわけですね。

○保坂衛星移動通信課課長補佐 そうです。

○前田会長 それでは、ほかに特にご質問がなければ本報告事項についても終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○前田会長 本日はこれにて終了という形になりますが、次回の開催日につきましては平成26年9月10日水曜日、15時からを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。